

加子母村における家族の看取りと死生観

——内木彦七家を事例に——

萱 田 寛 也

はじめに

- 一 彦七を中心とした「母人」の看病
 - 二 「母人」の看取り・葬式・法要
 - （一）「母人」の看取り
 - （二）葬式の準備・実施
 - （三）忌による職務の遠慮
 - （四）法要の実施
 - 三 子供の死のとりえ方
- おわりに

はじめに

本稿の目的は、美濃国恵那郡加子母村に居住した内木家一代当主内木彦七武久（以下、彦七と表記）が著した日記「御山方御用并諸事日記」（明和五年（一七六八）、以下、「日記」と表記^①）を基に、看病・介護を通じて、彦七が

家族・親類の死をどのように受け入れたのか考察することである。

近世社会における家族の看病・介護については、柳谷慶子氏が東北諸藩の事例を中心に分析している^②。また、加子母村の歴史をまとめた『加子母村誌』では、加子母村における葬式や法要をめぐる慣習を、近現代の事例も含めて紹介している^③。しかし、いずれの研究も史料の制約により、介護者の具体的な行動や心情の変化まで言及できていない。

一方、「日記」には、身内の看病、死去、葬式に際して、彦七がどのように行動したのか、彦七自身の心情も含めて詳しく記述されている。そこで、本稿では、彦七がどのように身内の死を受け入れたのか、彦七の心情の変化にも注目しながら具体的に考察したい。彦七にとって、大人の死への向き合い方と子供の死への向き合い方は、共通する部分もあれば異なる部分もあった。そこで、第一章、第二章では、彦七の実母（明和五年五月三日に死去の看病・葬式・法要を対象にして、彦七が実母の死をどのように受け入れたのか考察する。第三章では、近隣・親類の子供の死去の場合について考察する。

なお、本稿で用いる史料の大部分は「日記」なので、以下、「日記」を引用する際は、煩雑を避けるため注記はしない。

一 彦七を中心とした「母人」の看病

彦七の実母は、名前は分からず、日記中では「母人」と表記される。「母人」は、夫武益(内木家一〇代当主、彦七の父)が亡くなった後、おつね(彦七の妹)、次郎兵衛(おつねの夫)、おいし(次郎兵衛・おつね夫妻の娘)と同居して、屋号として《富田》を名乗っていた。⁽⁴⁾「内木家過去帳」⁽⁵⁾によると、「母人」は小栗作十郎という人物の娘であった。「母人」の生年は不明だが、明和五年の「日記」では、「母人」にとつては曾孫にあたる孫太郎(彦七の息子善右衛門の子)が、彦七から用事を頼まれるほどに成長しているので、年齢は不明だが「母人」は高齢であったと思われる。記述は少ないが、宝暦一三年(一七六三)の「日記」⁽⁶⁾や明和二年の「日記」⁽⁷⁾を用いて、まず、「母人」の動向や彦七との関係について分析してみたい。

前述の通り、彦七と「母人」は別居していたが、年始や歳暮だけでなく、しばしばお互いの家を行き来していた。基本的には互いの家で歓談することが多かった模様だが、食料(松茸・魚など)や煙草入れを、彦七が「母人」に差し入れる場合があった(宝暦一三年二月三日、明和二年五月一日・八月二八日)。また、「母人」が汁物で誤嚥を起こした時には、彦七は、日常的に彦七と交流している民間医の女得に診察を依頼し、迅速な快復につなげている(宝暦一三年八月二日～一〇日)。普段から彦七は「母人」の体調を気にかけるなどの孝行息子であり、「母人」も彦七が病気の時は見舞いに行っているの、両者の関係性は良好であったことが分かる。

「母人」に持病があった様子は確認できないが、明和五年二月上旬より「御気色御勝レ不被成候」(二月二日)と体調不良を訴える。「御寒ク候由被仰候」(二月二日)や「御腹中御勝レ不被成候」(二月一日)というように、季節の影響もあったためか、寒気を訴え、腹の具合が良くない状態であった。彦七や次郎兵衛らは、しばらく「母人」の様子を見ていたが、一向に快復しないため、次郎兵衛が「下モ」へ薬をもらいに行く(二月一日)。また、並行して、彦七は毎日のように「母人」の見舞いに行く。日記には、「母人」の体調の変化や彦七自身の心情が逐一記されている。「母人」の体調が良い場合はその都度「大慶く」(二月一日)と記し、母人の快方を喜んでいる。一方、「母人」の体調が悪い場合は、「氣之毒く」(二月一日)と記しており、体調悪化を残念に思っている。このように、彦七は「母人」の体調の変化に一喜一憂していたことがうかがえる。

彦七は、「母人」の見舞いに行くだけでなく、鰻鮓・山芋・あめ・炭などの食料や生活必需品を差し入れたり、家族に「母人」の看病を指示したりすることがあった。例えば、お幾(彦七の息子善右衛門の妻)に鰻鮓を作らせ、少しずつ「母人」に食べさせるようにおつねに指示して(二月二一日)、実際に「母人」がお幾が作った鰻鮓を食べていることが確認できる(二月二四日)。「母人」に滋養をつけさせることを意図したのだろう。このように、彦七や次郎兵衛・おつね夫婦らが献身的に「母人」の看病を行った。そのお陰か、二月下旬には「母人」の体調が快復した。

一旦は快方に向かった「母人」の体調だが、三月中旬以降再び悪化し始めた。これ以降の「母人」の治療において興味深い点が二点見られる。

第一は、当時、強壯薬や健胃薬として重宝された人參を使用したことである。彦七は、玄得に「母人」の診察を頼み、人參の処方も依頼した。玄

得は、彦七の依頼を聞き入れて人參を処方した。

人參の処方めぐって興味深い経緯が見られる。処方された人參を受け取るため、おいしが玄得のもとに向かった。おいしは人參を受け取ると、彦七に人參を見せに来た。その理由は、人參は「大事之御薬」なので、彦七が最終確認をするように、おつねが指示していたからであった(四月一日)。この史料より、重要な薬の処方においては、彦七の確認が必要であり、彦七が中心となって「母人」の看病を行っていることがうかがえる。

さらに、玄得は、「母人」の死去の直前まで複数回にわたって人參を処方している。これは、彦七が、人參を処方するように繰り返し玄得に依頼したためである⁽⁸⁾。よって、彦七は人參を服用することで、「母人」の病気が治るのではないかと期待を持っていたことが推測できる。

第二は、山伏に祈禱を依頼したことである。日記には「今日ハ山伏奨祈禱為致候処、母人御快ク候旨被仰、大慶く(三月一六日)と記している。この山伏は、加子母村に居住した誠教院と思われる。誠教院に祈禱を依頼した結果、「母人」の体調が良くなり、彦七が喜んでいいる様子が分かる。ただし、彦七が祈禱の効果を認識しているからといって、宗教的な行為のみに「母人」の治療を依存していたわけではない。前述の通り、同時期には玄得の診察も受けているので、医師による治療、薬の服用、祈禱といった複数の手段を用いて、「母人」の看病に彦七は取り組んでいた。どんな手段を用いても彦七は、「母人」の病氣快復を望んでいたのである。

だが、彦七らの懸命な看病の甲斐なく、「母人」の体調は次第に悪くなっていく。同時期に、彦七は、御山守の職務(美濃国・飛驒国・信濃国にまたがる三浦山の国境の確定、盗伐の摘発⁽⁹⁾)のため、三浦山に登山する必要があった。しかし、「母人」の体調がしばらく悪い上に高齢であるので、「母人」を置

いて登山することは難しいと思ひ、三浦山への登山を延期した(四月八日)。できるだけ近くで「母人」の面倒を見たいという彦七の心情がうかがえる。その後、「母人」の病状が落ち着いたので、同月一二日より登山することを決断する。決断後も、彦七は「母人」に対して登山の旨を手紙で知らせたり(四月二日)、見舞いに行ったり(四月二日)しており、登山の直前まで「母人」の体調を案ずる彦七の様子が垣間見える。

二 「母人」の看取り・葬式・法要

(一) 「母人」の看取り

彦七は四月二六日に三浦山から下山したが、「母人」の病状は悪化の一途をたどっていた。翌日、彦七を訪ねた次郎兵衛は、「母人」の体の腫れがひどいので、針を用いた治療を玄得へ頼んだことを伝えた。次郎兵衛の報告を聞いた彦七は、すぐに《富田》へ行ったところ、確かに重症であった。この様子を目の当たりにした彦七は、日記に「氣之毒く」と記している。二八日にも彦七が「母人」の見舞いに行ったところ、この日も腫れがひどいので、おいしに玄得を呼びに行かせた。診察をした玄得は、彦七に対して「段々御薬も相用ひ候へ共、兎角御験氣不相成候、此度ハ御本服ニ而も有之間敷哉と相見候」、つまり、色々と薬を処方したけれども、病気が快方に向かわず、今回は快復する見込みはないだろうというのである。

玄得が帰った後、再び彦七は「母人」の見舞いに行った。水腫を治すために、玄得が針を多く打ったので、着物が残らず濡れている状態であつ

た。同月三〇日には、おいしが彦七に対して、「母人」の眼が非常に腫れていることを伝えた。早速、彦七も様子を見に行つたところ、眼だけでなく、手も腫れている様子であった。そのため、彦七は立願帳を用意して、誠教院に「母人」の病氣快復の祈禱を依頼した。誠教院は熱心に祈禱を行ったため、彦七は「大慶」と記し、喜んでゐる。

このように、彦七は、「母人」の見舞いに頻繁に行つたり、医師に治療や薬の処方依頼したり、宗教者に病氣平癒の祈禱を依頼するなど看病を懸命に行つてきた。その一方で、本復は難しいという玄得の診断や、彦七自身が、「母人」が次第に衰弱していく姿を目の当たりにして、「母人」の死を覚悟し、死去に備えた準備を始める。

具体的には、①臨終の瞬間に立ち会えるように「一家中」(＝親類・縁者)や近隣の者を呼び寄せること、②葬式に用いる布・木綿の調達を開始することである。①について、彦七の求めに応じて、早速《中洞》の善六・おいわ・おたつ、《下屋》のおそよなど「一家中」や、近隣に居住する《岩屋》の清十夫婦などが見舞いに訪れた(四月三〇日)。その後も、知らせを聞いた大勢の者が「母人」の見舞いに訪れている(五月一日～五月三日)。②について、彦七は、付知村に居住する源太に木綿の調達を依頼していたが、源太の家には無かった。次に、下付知の松兵衛へ尋ねたところ、一束を金一両で渡す旨が伝えられた。はつきりとした理由は分からないが、できるだけ布・木綿の授受にお金をかけたくないと考えたためか、彦七は、松兵衛が所持する木綿は利用せず、菩提寺の法禪寺(曹洞宗)に布・木綿の有無を尋ねた。法禪寺はどちらも持ってゐて、いつでも利用可能であると返答したので、法禪寺から布・木綿を調達することに決めた。

彦七は、このように葬式に向けての準備を進めていたが、五月二日に、

「母人俄ニ御目見へ不被成候」、つまり、人を認識できないくらい「母人」の意識がなくなつてしまつたとおいしから連絡があつた。これを聞いた彦七は、すぐに《富田》に向かつた。「日記」には、「追々御太切ニ御見被成、氣之毒く」と記している。「母人」が危篤状態になり、死期が近いことを彦七は悟つたといえる。そして、翌三日、「母人」は「御正体も無之体ニ相成り」、彦七は一日中看病していた。「母人」の容体を聞いた《下屋》・《中洞》・《川辺》・《かぢや》など大勢の「一家中」・近隣の者や診察を担当した玄得が見舞いに来た。大勢に見守られた中で、暮前に「母人」は亡くなつた。「母人」が亡くなつたことについて、彦七はこの日の日記に「残念く」と記してゐて、悲しみの気持ちを表している。

(二) 葬式の準備・実施

「母人」の死去に伴い、葬式の準備が進められる。まず、法禪寺に「母人」の死去を知らせに行くとともに「母人」の遺体の処理について話し合つた。当初は《富田》で沐浴をしてから《桑原》(彦七家の屋号)へ運ぶ予定であつた。しかし、法禪寺の住職が《桑原》へ「母人」の遺体を運んだ後に沐浴を行うように指示した。彦七は住職の指示を聞き入れて、近隣の人々の助けも借りて遺体を《桑原》に運んだ(五月三日)。また、「母人」の戒名は、生前に決めていた通り「玉室貞芳大姉」となつた(五月四日)。大姉は、女性の死後に法名につける称号であり、男性の居士に相当する。

葬式は五月四日に法禪寺にて実施された。葬式について、彦七は、「昼前比御葬礼大勢にて賑敷御送り」(五月四日)と記している。遺体の葬送には日記に「賑敷」と表現されるほどの大人数が参加していたようである。葬

式の参加人数について、彦七は「一々覚へ不申」と正確に人数を把握しているわけではない。ただし、家族・親類を除くと五〇人余りが参加し、全体の人数は一〇〇人程度であろうとも書き留めている。

葬式終了後も多くの人々が、「母人」の死去を弔いに彦七の家を訪れた。

彦七は多くの場合において、「搔餅」(「いかいもち」)を出して来訪者の饗応をしている。「搔餅」は、きな粉をまぶしたぼた餅のことで、加子母地域では葬式のお返し品として近年まで見られた風習であるという⁽¹¹⁾。

以上のように、実母を無くした悲しみを抱える一方で、葬式の様子を客観的に書き留めようとする彦七の態度が読み取れる。

(三) 忌による職務の遠慮

それでは、彦七にとつて実母の死に伴う忌と御山守の職務の遂行はどのような関係にあっただろうか。「母人」が死去した時期は、前述の通り、彦七は三浦山の見廻りのため登山する時期であった。まず、彦七は名古屋にいる木曾材木方の大嶋直九郎・荒尾七蔵に書状を送り、「私母儀去ル三日病死仕候、仍之私共儀忌中遠慮引籠能在候、いつ比今出勤仕可然候半哉」(五月一日)と尋ねている。⁽¹²⁾「母人」が五月三日に亡くなり、現在、彦七は忌で御山守の職務をしていない、いつから勤めれば良いか尋ねている。彦七の書状は、大川の出水のため到着が遅延し、大嶋や荒尾のもとに届いたのは同月一四日であった。大嶋や荒尾はすぐに支配方に確認し、同日付で「此書状到着次第御出勤被成候」ように返答した。つまり、大嶋や荒尾の返答書が届き次第、すぐに御山守の職務に復帰するように指示している。大嶋や荒尾の返答を彦七が受け取ったのは同月一七日である。彦七は、書

加子母村における家族の看取りと死生観

状を受け取ると職務を開始し、二〇日には御山守見習の善右衛門が、翌二一日には彦七が三浦山に登山している。

江戸幕府は、近親の死に際して、喪に服する日数を法定した服忌令を制定した。同法は、貞享元年(一六八四)に成立し、追加・改定を経て元文元年(一七三六)に完成した。服忌令の対象は、幕府と直接主従関係を結ぶ武士やその家族、庶民も含んだ。しかし、林由紀子氏は、將軍、藩領の場合であれば藩主に喪中の穢が及ばない限りは、庶民に対して服忌令の厳守を求める場合は少なかったと指摘している。⁽¹³⁾

今回の「母人」の死をめぐる忌の期間について、服忌令で定められた通りに厳格に守られた様子は見えず、木曾材木方も彦七をできるだけ早く御山守の職務に復帰させようという意図が見られる。その背景には、御山守の職務を停滞させたくない木曾材木方の意向があったものと思われる。

(四) 法要の実施

「日記」には、「母人」の法要に関する記述も見られる。初七日(五月九日)や五七日(六月八日)には、「一家中」を中心に法禅寺の住職も招いて法要を行い、二七日(五月一六日)や四七日(六月一日)には廟所に仏木を建てた。三七日(五月三日)や四十九日(六月二日)は、彦七は御山守の職務のため三浦山の見廻りに行っていたので、詳細は分からない。

続いて、年忌の法要に注目したい。「母人」の一周忌にあたる明和六年と七回忌にあたる安永三年(一七七四)の「日記」に年忌の記述が見られる。

明和六年の「日記」⁽¹⁴⁾では、まず、三月一六日に一周忌に関する記述が見られる。そこでは、「母人」の命日が五月三日なので、一周忌は命日の五

月三日に執り行うべきであるが、五月は法要に参加予定の人々が忙しいので、四月三日に実施したいと、善右衛門を介して彦七は法禪寺に申し出ている。おそらく、五月は、彦七や善右衛門が御山守として、三浦山の見廻りに行く予定であったからであろう。彦七の申し出を法禪寺は承諾し、四月三日から四日にかけて一周忌が執り行われた。《富田》の次郎兵衛夫婦や《中洞》の善六など「一家中」の他に座頭三人も参加した。また、「母人」の命日の五月三日にも供養は行われたようである。もともと、彦七は同年四月二五日より三浦山の見廻りに行っていたため、供養には参加していないが、おつね・孫太郎より手紙が来て、好天に恵まれ、供養が滞りなく執り行われたことを彦七は確認している。

安永三年の「日記」¹⁵では、彦七は家におり、法要に参加していることがうかがえる。日記が現存していないので確認はできないが、三回忌に当たる明和七年も法要は行われていたと考えられる。

ここまで「母人」の看病から法要に至る経緯に注目し、看病・介護の中心を担った彦七が、「母人」の死をどのように受け入れたのか考察してきた。体調不良を訴えた「母人」に対して、彦七は、医師の診察・人參など治療薬の服用・宗教者への病氣平癒の祈禱依頼など様々な手段を用いて体調快復を試みた。彦七自身も毎日見舞いに行き、「母人」と同居する次郎兵衛・おつね夫婦の助けも借りながら「母人」の看病を行った。彦七は、「母人」の体調が悪い場合は、「残念く」と記して「母人」の体調を心配する一方、わずかでも快方に向かった場合は、「大慶く」や「恐悦」と記し、嬉しい気持ちを表している。このように、彦七は「母人」の長寿を祈り、様々な策を講じていたことが分かる。しかし、快復は難しいという医師の診断や、彦七自身が「母人」の衰弱を目の当たりにし、死は免れな

いことを覚悟する。この時点で、彦七は「母人」の生への執着を諦め、死去に備えて関係者を集めるとともに葬式の準備を始める。「母人」が死去した後は、肅々と葬式・法要を済ませ、忌による御山守の職務の遠慮も最小限に留めた。

三 子供の死のとりえ方

本章では、身内の子供の死について彦七がどのような認識を示したのか、二つの事例を基に検討したい。

第一の事例は、《岩屋》の七之助である。《岩屋》は彦七の「一家中」には含まれないが、《桑原》の近隣に居住していて頻繁な交流があった。七之助は以前より病氣を患っていたようであるが、宝暦十三年一〇月八日に急変し、さらに体調が悪化した。そのため、玄得の診察の他に、「か、」(彦七の妻)やおまつ(彦七の娘)が見舞いに行ったところ、七之助は「虫のいき計と相見無心許体」と、すっかり弱り果てている様子であった。それを聞いた彦七は、「笑止千万く」と記し、懸命な看病にもかかわらず、一向に快復しない様子を気の毒に思っている。その後、彦七も七之助の見舞いに行ったが、七之助の状態は悪いままであった。「か、」が夜通し七之助の看病をした甲斐もあったためか、七之助の容体は一旦快復したように見えたが、再び悪化し、同月一〇日に亡くなった。おまつから七之助死去の知らせを聞いた彦七は、早速《岩屋》にお悔やみを伝えている。

だが、この時期は「山神祭り」を行う時期であったので、《岩屋》の当主清十は、「山神祭り」の実施可否を彦七に尋ねた。彦七は、「七才未満服忌無之間、祭り被申可然旨」返答している(宝暦十三年一月六日)。七之助

は七歳未満で、服忌がないので、祭りは実施しても問題ないと答えている。

第二の事例は、《中洞》の善六・おいわ夫婦の娘おたつの事例である。

安永二年九月一日におたつが病気にかかったため、「かゝ」が見舞いに行った。¹⁶夜になるとおたつの病状が急変したため、武助(彦七の息子)・お幾・おそよ(彦七の娘)・おまつも見舞いに行った。しかし、おたつは間もなく亡くなった。彦七は、おたつの死去を聞くと、七之助の時と同様に「笑止千万」と記し、おたつの死を悼んでいる。

一方、彦七は、十七日の夜に山伏の誠教院に祈禱をもらうため、洗米を献上する必要があった。そのため、十六日の夜に万賀の伝四郎が「御鏡之米」を集めに来た。だが、彦七は、「俄ニ善六方不幸ニ候故、差懸り候付得奨申間敷旨(身内のおたつが急死してしまい、支障があるので、祈禱を依頼することはできない旨)返答した。しかし、翌日の朝に彦七は再考する。

そして、おたつは「七才未満之事ニ候得ハ、各別之忌も有之間敷ニ付、御鏡ニ而も御洗米にても不苦事ニ候ハ、拝ミ給候様、孫太郎ニ白米壺升為持山伏へ此朝遣ス也」と方針を変更する。おたつは七歳未満で特に忌があるわけではないので、御鏡や洗米に支障がなければ祈禱してくれるように、白米を孫太郎に持たせて誠教院に頼んだ。誠教院のもとから帰ってきた孫太郎によると、誠教院は、おたつは「七才未満之小児之事ニ候得ハ不苦候間、拝ミ可申旨」返答した。彦七の考えと同じく、おたつの死により忌が生じるわけではないので、祈禱をしても差し支えない旨を誠教院は述べた。一六日の伝四郎への返答の際は、おたつの死に対する悲しみで気が動転していて、忌の有無まで彦七の考えが及ばなかったことがうかがえる。

右の二つの事例より、以下のことが指摘できる。身内の子供が病気を

加子母村における家族の看取りと死生観

患った際は、彦七や家族は、総出で見舞いに行き、夜通し看病することもあった。子供の看病、死去において、彦七は「笑止千万」と記し、非常に悲しんでいる。「母人」の死去と同様に子供の死を悼む一方で、七歳未満の子供の死は、彦七・誠教院をはじめ加子母村の人々にとって忌の対象にならなかつたことが分かる。したがって、祭事や祈禱に死の穢れが及ぶことを考慮する必要は無かつた。

江戸幕府が定めた服忌令においても、七歳未満の小児の死亡の際は、父母は三日間遠慮すればよかつた。よって、近世社会では、七歳未満の子供の死は特別視されており、彦七をはじめ加子母村の人々も同様の認識を持っていたことが読み取れる。

おわりに

これまでの検討を通じて、以下の点が指摘できよう。第一は、彦七にとって、生(あらゆる手段を講じて患者の体調快復を希求)と死(延命を諦め、死を受け入れる準備をする)の境目は、患者(本稿では「母人」)の状態が一定の基準に達するか否かにあつたことである。その基準とは、医師の診断や看病者・介護者の認識によるものであつた。死を受け入れる覚悟ができると、彦七は「母人」の無理な延命を望まず、葬式の準備を行う。そして、実際に患者が亡くなると、淡々と葬式・法要を進める。

柳谷氏は、沼津藩士水野伊織実父金澤八郎の介護において、快復の見込みがないと医師に診断された八郎に対して、伊織ら家族が手厚い看護を行って、尊厳ある死を迎える準備をしたと述べている。¹⁷この事例は、「母人」の看病・介護における彦七の対応と通底する部分があるといえる。

第二は、忌の有無にかかわらず、子供の場合においても大人の場合においても、彦七は身近な人の死を悲しんでいることである。「母人」、七之助、おたつの事例から分かるように、患者の年齢に関係なく、彦七やその家族は懸命に看病した。そして、患者が死去した場合は、「日記」に「残念／＼」と記し、無念さを滲ませている。一方、忌については、七歳未満か否かという点で客観的に判断している。よって、死への悲しみと忌をめぐる慣習は、対立することなく併存していたことが分かる。

このように、「日記」には彦七の行動や心情が事細かに記されているので、身内の看病、死における介護者の反応がうかがえる貴重な事例である。また、「日記」には、身内の看病・介護・死去だけでなく、疱瘡(天然痘)や「おこり」(一定の周期で悪寒やふるえを引き起こす病気)などの病気を患った人々に対して、彦七をはじめ地域の人々がどのように対応したのかということも記されている。今後は、「日記」中に見られる病気に関する事例を分析し、彦七が病をどのように認識していたのか考察したい。

註

- (1) 内木家文書 B五九—〇五一—〇。
- (2) 柳谷慶子「高齢者介護と家族」(同『近世の女性相続と介護』(吉川弘文館、二〇〇七年)、初出「日本近世の高齢者介護と家族」(山中永之佑・竹安栄子・曾根ひろみ・白石玲子編『介護と家族』早稲田大学出版部、二〇〇一年)、同『江戸時代の老いと看取り』(山川出版社、二〇一一年)など。柳谷氏以外に近世社会における看取りに注目した研究として、新村拓「歴史における老いと痴呆と介護」、小椋喜一郎「日本近世における「老い」の諸相」(いずれも『歴史評論』六〇八号、二〇〇〇年一二月)、本村昌文「二七世紀における死生観の展開と看取りの諸相」(同『いまを生きる江戸思想 一七世紀における仏教批判と死生観』(へりかん社、二〇一六年)、初出「一七世紀日本における「死生観」小考」(桐原武真編『東北大学臨床死生学研

究会研究報告』東北大学臨床死生学研究会、二〇一〇年)など。

- (3) 加子母村誌編纂委員会編『加子母村誌』(岐阜県恵那郡加子母村、一九七二年)。
- (4) もともと次郎兵衛、おつね夫妻は、屋号として『中洞』を名乗っていた。しかし、娘のおいわ(おいしと姉妹)が田瀬村出身の善六と結婚、家内不和が原因で善六・おいわ夫婦が別家して『中洞』を引き継ぐ。そのため、残った「母人」・次郎兵衛・おつね・おいしが『富田』の屋号を名乗る(太田尚宏、公益財団法人徳川黎明会徳川林政史研究所編『林政史ブックレット 尾張藩の林政と森林文化2 山村の人・家・つきあい—江戸時代の、かしも生活』①—(公益財団法人徳川黎明会徳川林政史研究所、二〇二〇年)二〇頁)。
- (5) 内木哲朗家所蔵。
- (6) 徳川林政史研究所収集史料林一三六、徳川林政史研究所所蔵。以下、徳川林政史研究所収集史料については、「林一三三六」のように史料番号のみ記す。
- (7) 林一三三八。
- (8) 「日記」には、三月五日・一五日に、支得に人參の処方依頼した旨が記されている。
- (9) 御山守の職務については、太田尚宏「尾張藩「御山守」の職務形成と記録類」(国文学研究資料館紀要「アーカイブズ研究篇」一四号(通巻四九号)、二〇一八年三月)を参照。
- (10) 彦七の二女おまつの夫。源太の詳細は、高木まどか論文を参照。
- (11) 太田尚宏「搔餅」の話。閲覧日:二〇二〇年一月一九日。(https://readyfor.jp/projects/kokubunken/announcements/136500)
- (12) 「明和五年子年中御用状留書」、林三八八(第八冊)。
- (13) 林由紀子「江戸幕府服忌令の内容と解釈—その総則的規定」(同『近世服忌令の研究—幕藩制国家の喪と穢』(清文堂出版、一九九八年)、初出平松義郎博士追悼論文集編集委員会編『法と刑罰の歴史的考察』(名古屋大学出版会、一九八七年)一二六頁)。
- (14) 内木家文書 B五九—〇九—〇八。
- (15) 内木家文書 B六三—〇一—〇六。
- (16) 安永二年の「日記」の史料番号は内木家文書 B五九—二〇—一四。
- (17) 前掲柳谷「高齢者介護と家族」三〇七頁—三一一頁。